

身延町の くらし情報

出産



育児



教育



医療



福祉



安らぎと活力あるひらかれたまち
身 延 町

身延町ホームページアドレス
<https://www.town.minobu.lg.jp/>

平成30年5月版



QRコード

出産



妊婦一般健康診査、産婦健康診査

不妊治療費助成事業（子育て支援課 ☎ 0556-20-4580）

出産育児一時金（町民課 ☎ 0556-42-4804）

出産祝金（企画政策課 ☎ 0556-42-4801）

妊婦一般健康診査

妊婦健康診査に係る費用の全部又は一部、診査回数 14 回までの助成（1 回の上限 6,000 円）を受けることができます。身延町に住所があり、母子健康手帳の交付を受けている方が対象となります。

産婦健康診査

産後 2 週間、1 か月健診に係る費用の全部又は一部の助成を受けることができます（上限 5,000 円）

不妊治療費助成事業

不妊治療に掛かる医療費の自己負担額に対し 3 分の 2（限度額 400,000 円）の助成金が出ます。

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。

支給額：420,000 円

出産祝金

身延町に住所がある方が出産し、出産後も新生児と共に身延町に定住する意思があり、1 歳の誕生日を迎えた日から 1 年以内に申請を行うことで支給されます。

支給内容：出産祝金 印鑑

しだれ桜の苗木 1 本（希望者のみ）

第 1 子	50,000 円
第 2 子	70,000 円
第 3 子	300,000 円
以降一人増えるごとに 10 万円加算	

育児



新生児聴覚検査、乳児一般健康診査

子育て支援医療費助成、児童手当

ひとり親家庭医療費助成制度、児童扶養手当

保育所（園）の入所、保育所等入園支度金

保育料の負担額軽減、学童保育（放課後児童クラブ）

（子育て支援課 ☎ 0556-20-4580）

新生児聴覚検査

生まれて 3 日前後におこなう聴覚検査の費用の全部又は一部の助成（上限 3,000 円）を受けることができます。

乳児一般健康診査

1 歳に達するまでの間の乳児一般健康診査に係る費用の全部又は一部に対して診査回数 2 回までの助成（1 回の上限 5,350 円）を受けることができます。

子育て支援医療費助成

国民健康保険や健康保険など各種医療保険を扱う医療機関などで診療を受けたとき、保険の自己負担分が助成されます。身延町に住所があり、年齢 18 歳に達した年度末日までの児童が対象となります。

児童手当

日本国内に住所を有する、0 歳から中学校修了まで（15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで）の児童が、児童手当の対象者となります。

0 歳～3 歳未満	15,000 円
3 歳～小学校修了前	10,000 円（第 1 子・第 2 子） 15,000 円（第 3 子以降）
中学生	10,000 円
所得制限世帯	5,000 円

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の父又は母および児童又は父母のない児童が、病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用（保険適用分）を児童が満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで助成します。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童に支給される児童のための手当です。所得額による支給制限が設けられており、受給者および同居する扶養義務者の所得状況により支給額が異なります。

保育所（園）の入所

入所(園)するにあたっては、入所(園)を希望する保育所(園)の空き状況を確認のうえ、必要書類を子育て支援課へ提出していただくことになります。

身延町内保育所（園）

施設名		所在地	電話番号	利用定員	開所時間（標準）
町立	原保育所	飯富 110	0556-42-2342	30	7 時 30 分～18 時 30 分
	静川保育所	切石 435-6	0556-42-4431	30	7 時 30 分～18 時 30 分
	常葉保育所	常葉 988	0556-36-0851	30	7 時 30 分～18 時 30 分
	久那土保育所	三澤 79-1	0556-37-0014	30	7 時 30 分～18 時 30 分
私立	下山立正保育園	下山 2270-1	0556-62-5754	50	7 時 30 分～18 時 30 分
	大野山保育園	大野 839-3	0556-62-2541	110	7 時 30 分～18 時 30 分

保育所等入園支度金

保育園等に入園または転園予定者で、本町に住所を有し、入園後も継続して本町に住所を有することが見込まれる園児の保護者に支給されます。該当者には町から申請書を送付します。

支給額：15,000 円（1 回限り）

保育料の負担額軽減

身延町では独自の保護者負担軽減を行っており、国が示す「利用者負担の水準」とは別に「身延町保育所利用者負担額表※」を定め、国の水準との差額を町で負担することにより保護者の負担を軽減します。さらに、以下の内容の無料化、軽減を行っています。

- ・身延町保育所利用者負担額表の第 2 ～ 7 階層の方

第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子以降の子どもの保育料は無料となります。

- ・平成 26 年度入園児が継続して通園する場合

保育料額算定のもととなる市町村民税所得割額について、廃止された所得控除（年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除）を所得控除額に上乗せして市町村民税所得割を算出しています。

※身延町保育所利用者負担額表は保護者の町民税により階層区分が決まっており、その保育料が表記されたものになります。詳しくは身延町ホームページもしくは子育て支援課にてご確認ください。

学童保育（放課後児童クラブ）

学童保育事業は、身延町内の小学校に在学する児童であって、保護者の就労等により昼間留守宅になる家庭の児童が対象となり、放課後や学校休業日に預かることにより、お子さんに遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

身延町では学童保育の保護者負担金を徴収していません。ただし、おやつ代として、月額 2,000 円を利用する学童保育室に直接納めていただきます。

身延町学童保育室

保育室名（対象の小学校区）	所在地（施設名）	電話番号
西嶋学童保育室（身延清稜小）	西嶋 1234 番地（旧西嶋保育所）	0556-42-2544
下山学童保育室（下山小）	下山 10133 番地（身延地区公民館下山分館）	0556-62-1297
下部学童保育室（下山小）	常葉 1025 番地（下部地区公民館）	0556-20-3040
身延福祉センター学童保育室（身延小）	波木井 272 番地 1（身延福祉センター）	0556-62-3880
豊岡学童保育室（身延小）	相又 250 番地（身延地区公民館豊岡分館）	0556-62-1194
大河内学童保育室（身延小）	丸滝 569 番地（旧身延保健所敷地内）	0556-62-0618

教育



入学支度金、給食費の補助、補助教材費の公費負担、 教育環境の充実、修学旅行費への補助

(学校教育課 ☎ 0556-20-3016)

入学支度金

入学する年の2月1日以降において、児童生徒及びその保護者が本町に住所を有し、かつ、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれる場合や、転学した児童生徒及びその保護者が、他市町村等から本町に転入し、かつ、転学後も継続して本町に住所を有することが見込まれる場合に入学支度金を支給します。

支給額：小学校入学支度金 児童1人につき30,000円

中学校入学支度金 生徒1人につき60,000円

給食費の補助

給食費は町から全額の補助を行います。ただし、要件により対象とならない場合があります。

	1食あたりの費用	補助後の個人負担額
小学生	270円	無料
中学生	300円	無料

補助教材費の公費負担

小・中学校で使用する補助教材費（夏休みの友、ドリルなど）に対して町が負担します。

公費負担額：小学生 1人あたり6,000円

中学生 1人あたり10,000円

教育環境の充実

小学校5、6年生及び中学生全員にタブレット端末を貸し出し、学力向上、ICT教育の充実を図ります。また、英語指導助手（ALT）を配置・拡充する等、園児から中学生までの英語学習機会の充実を図ります。

修学旅行費への補助

小・中学校の修学旅行に係る費用に対して補助を行います。

補助額：小学生 補助対象経費の1/2 限度額25,000円

中学生 補助対象経費の1/2 限度額100,000円



福祉教育学校等就学奨励金

福祉教育学校等に在学中の者で、当該学校へ入学した日において連続して5年以上本町内に住所を有していた者、もしくは当該学校に入学するために本町から転出した者で、転出日において連続して5年以上本町内に住所を有していたものは、申請を行うことで支給されます。

支給額：30,000円

※「福祉教育学校等」とは、学校教育法に規定する2年制以上の大学及び専門学校で、福祉・保険・看護・介護等の教育課程を履修する教育施設のことです。

仕事



就職奨励金

(企画政策課 ☎ 0556-42-4801)

就職奨励金

身延町に住所がある新規学卒者及び町外から身延町に転入した者が、本町に定住する意思があり新たに就職した場合に、就職後1年を経過した日から1年以内に申請を行うことで支給されます。

支給額：50,000円

結婚



結婚祝金

(企画政策課 ☎ 0556-42-4801)

結婚祝金

身延町に住所がある者が結婚し、結婚後も本町に定住する意思がある場合に、婚姻届提出後6か月を経過した日から1年以内に申請を行うことで支給されます。

支給額：1組 70,000 円

祝い品：しだれ桜の苗木（希望者のみ）

住宅



新築住宅祝金（企画政策課 ☎ 0556-42-4801）

木造住宅耐震診断、耐震改修設計費補助金

木造住宅耐震改修事業費補助金

木造住宅耐震シェルター設置事業

（建設課 ☎ 0556-42-4808）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

生ごみ処理機・容器購入費補助金

（環境上下水道課 ☎ 0556-42-4811）

悪質電話詐欺対策機器購入費補助金

（交通防災課 ☎ 0556-42-4809）

新築住宅祝金

定住促進を図るため、平成28年4月1日以降を対象に、移住・定住祝金を制定しました。

対 象 者	支 給 額
転入者が住宅を新築したとき	50 万円
町民が身延町の分譲地に新築したとき	50 万円
転入者が身延町の分譲地に新築したとき	100 万円



※身延町では宅地分譲地の販売を行っております。

木造住宅耐震診断

身延町が委託した建築士が、木造住宅を調査し、地震に対する強度を無料で診断します。

昭和56年5月以前に着工となった木造住宅が対象となります。

耐震改修設計費補助金

耐震改修支援事業の対象となる木造住宅の耐震改修設計に対し、補助を行います。

補助額：補助対象経費の2/3 限度額 200,000 円

木造住宅耐震改修事業費補助金

身延町の耐震診断支援事業による総合評点が1.0未満の木造住宅を耐震改修し、総合評点を1.0以上に上げる耐震改修工事に対し、補助を行います。

補助額：補助対象経費の2/3 限度額 800,000 円

※平成29、30年度の2年間のみ限度額 1,200,000 円

木造住宅耐震シェルター設置事業

経済的な理由で大掛かりな耐震改修ができない場合に、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として「耐震シェルター」という方法があります。身延町の木造住宅耐震診断による総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する工事に対し、補助を行います。

補助額：補助対象経費の2/3 限度額 240,000 円

結
婚

住
宅

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球温暖化防止及び環境保全の意識を高め、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

補助額：1申請あたり 50,000 円

生ごみ処理機・容器購入費補助金

ごみの減量化とリサイクルを推進するため、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器を購入設置した方に対し補助金を交付します。

補助額：電気式生ごみ処理機（1世帯1基まで） 購入金額の1/2 限度額 20,000 円
生ごみ処理容器（1世帯3基まで） 購入金額の1/2 限度額 5,000 円

悪質電話詐欺対策機器購入費補助金

平成28年4月1日以降、固定電話に新たに自動応答録音装置購入設置、又は平成29年4月1日以降、自動応答装置付きの電話機を新たに設置した、身延町の住民基本台帳に登録されている満65歳以上で、徴税等の滞納の無い方が対象となります。1世帯1台とし、サービス等加入料は対象外となります。

補助額：対象機器の購入および設置費の1/2 限度額 5,000 円

引越



住宅購入祝金
引越し祝金
(企画政策課 ☎ 0556-42-4801)



住宅購入祝金

身延町の空き家バンク制度を利用し、中古物件を購入かつ町外から身延町に住民票を移した方が対象となります。

支給額：200,000 円

引越し祝金

身延町の空き家バンク制度を利用し、賃貸により中古物件を利用し、かつ町外から身延町に住民票を移した方が対象となります。

支給額：100,000 円

医療



国民健康保険
後期高齢者医療制度
(町民課 ☎ 0556-42-4804)

国民健康保険

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けることができるように、加入者みんなで支えあう助け合いの制度です。

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外の、すべての方が国保に加入します。

国保の運営は身延町（住んでいる市町村）が行っており、加入者の皆さんが医療機関にかかったとき、出産したとき、死亡したときなどには、医療費やその他の給

付が受けられます。

それぞれの給付制度の詳しい内容については身延町ホームページもしくは町民課にてご確認ください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方(一定の障害がある方は65歳以上)を対象とした医療制度です。

山梨県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険証の発行や保険料の決定、医療の給付など、制度の運営を行います。

身延町は、保険証の配布や申請・届出の受付、保険料の徴収などの窓口業務を行います。

制度の概要や保険料などの詳しい情報については、山梨県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

山梨県後期高齢者医療広域連合

電話番号 055-236-5671

ホームページアドレス <http://www.yamanashi-iryokouiki.jp/>

福祉



介護保険制度

(福祉保健課 ☎ 0556-20-4611)

介護保険制度

私たちは40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。

65歳以上の方(一部40歳から)は要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでも介護保険サービスを利用することができます。

初めて要介護認定を申請される方は、すこやかセンター内、福祉保健課地域包括支援センターにて相談を受けます。その後、訪問調査、主治医による意見書の内容をもとに、保険、医療、福祉の専門家が審査し、介護度が決まります。

各課所在地

施設名(所在地)	所 在 課	電話番号
本庁舎 (切石 350)	(1階) 総務課 企画政策課 交通防災課 財政課 税務課 町民課 産業課 会計課 (2階) 議会事務局 (中富総合会館内) 建設課	0556-42-2111
下部支所 (常葉 1093)	住民サービス担当 学校教育課 (下部地区公民館内) 生涯学習課	0556-36-0011
身延支所 (梅平 2483-36)	(1階) 土地対策課 (2階) 住民サービス担当 観光課	0556-62-1111
中富すこやかセンター (切石 117-1)	福祉保健課 子育て支援課	0556-20-4611 0556-20-4580
中富浄化センター (飯富 2241-75)	環境上下水道課	0556-42-4811

区 分	制 度	担 当 課	電 話 番 号
出 産	妊婦一般健康診査	子育て支援課	0556-20-4580
	産婦健康診査		
	不妊治療費助成事業		
	出産育児一時金	町民課	0556-42-4804
	出産祝金	企画政策課	0556-42-4801
育 児	新生児聴覚検査	子育て支援課	0556-20-4580
	乳児一般健康診査		
	子育て支援医療費助成		
	児童手当		
	ひとり親家庭医療費助成制度		
	児童扶養手当		
	保育所（園）の入所		
	保育所等入園支度金		
	保育料の負担額軽減		
	学童保育（放課後児童クラブ）		
教 育	入学支度金	学校教育課	0556-20-3016
	給食費の補助		
	補助教材費の公費負担		
	教育環境の充実		
	修学旅行費への補助		
	福祉教育学校等就学奨励金		
仕 事	就職奨励金	企画政策課	0556-42-4801
結 婚	結婚祝金	企画政策課	0556-42-4801
住 宅	新築住宅祝金	企画政策課	0556-42-4801
	木造住宅耐震診断	建設課	0556-42-4808
	耐震改修設計費補助金		
	木造住宅耐震改修事業費補助金		
	木造住宅耐震シェルター設置事業		
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	環境上下水道課	0556-42-4811
	生ごみ処理機・容器購入費補助金		
	悪質電話詐欺対策機器購入費補助金	交通防災課	0556-42-4809
引 越	住宅購入祝金	企画政策課	0556-42-4801
	引っ越し祝金		
医 療	国民健康保険	町民課	0556-42-4804
	後期高齢者医療制度		
福 祉	介護保険制度	福祉保健課	0556-20-4611

これらの制度の詳しい内容につきましては身延町ホームページもしくは各担当課にてご確認ください。